

○財務省告示第二百九十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年八月二十一日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年九月八日

財務大臣 与謝野 馨

- |   |                        |  |
|---|------------------------|--|
| 一 | 名称及び記<br>号             | 利付国庫債券（五年）（第八十四<br>回）  |
| 二 | 発行の根拠<br>の法律及びそ<br>の条項 | 財政運営に必要な財源の確保を<br>図るための公債の発行及び財政<br>投融资特別会計からの繰入れの<br>特例に関する法律（平成二十一年<br>法律第十七号）第二条第一項及び<br>特別会計に関する法律（平成十九<br>年法律第二十三号）第四十六条第<br>一項及び第六十二条第一項   |
| 三 | 振替法の適<br>用等            | 社債、株式等の振替に関する法律<br>（平成十三年法律第七十五号。以<br>下「振替法」という。）の規定の<br>適用を受けるものとし、その振替<br>機関は日本銀行とする。  |
| 四 | 発行方法                   | 価格を競争に付して行われる入<br>札（以下「価格競争入札」という。）<br>による発行（以下「価格競争入札<br>発行」という。）、価格競争入札と<br>同時に行われる入札であって、価<br>格競争入札において定められた<br>利率をその利率とし、価格競争入<br>札において募入の決定を受けた<br>各申込みの応募価格を募入額に<br>より加重平均して得られる価格 |









十四 初期利子

は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十一年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十六年六月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十一年八月二十一日